４．アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業

（全ト協協調助成）

助成内容

　　アイドリングストップ支援機器（エアヒータ及び車載バッテリー式冷房装置）を導入する場合、６万円を限度として購入金額の２分の１を助成しています。（１会員あたり１０台を限度）

１．事業期間

　　　令和５年４月１日から令和６年２月２０日までのアイドリング

ストップ支援機器の導入に対する助成事業。

２．対象機器（別紙１）

３．取扱事業者（別紙２）

４．手続きの流れ

①申請書類の提出（車両1台ごとに申請して下さい）

　　　　・申請書（様式１）

　　　　・見積書（写）（導入する機器のメーカー名、機器名、型式、金額を入れて下さい）

　　　②申請の承認

　　　　・申請後、当協会から承認書（様式２）を送付致します。

　　　③導入期限（令和６年２月２０日まで）

④請求書類の提出（毎月２０日締め、令和６年２月末まで）

・請求書（様式３）

・領収書(写)又はリース契約書(写)

　　・装着証明書（様式４）